

糸満市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表(平成 31 年 4 月 日改正)

改 正 案	現 行	備考
糸満市地域公共交通会議設置要綱	糸満市地域公共交通会議設置要綱	
第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号) <u>及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)</u> の規定に基づき、本市における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため糸満市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。	第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、本市における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため糸満市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。	
第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 <u>(1) 市における公共交通のあり方に関する事項</u> <u>(2) 活性化法第6条に規定する地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な事項</u> <u>(3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項</u> <u>(4) 本市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</u> <u>(5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</u>	第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項</u> <u>(2) 本市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</u> <u>(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</u>	
第5条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 <u>委員は書面により代理者にその権限を委任することができる。</u>	第5条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 <u>委員は所属する行政機関、関係団体等の者をもって代理出席させることができる。</u>	

改 正 案	現 行	備 考
5 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 6 交通会議の議事は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員の3分の2以上の同意により決する。 <u>7 特別な事情により議決に加わることのできない委員は、あらかじめ通知された協議事項について書面により表決することができる。ただし、第4項の規定により代理者に権限の委任がある場合は、この限りでない。</u> <u>8 緊急を要するとき又は会長が必要と認めるときは、書面表決によって会議の議決を行うことができる。</u> <u>9</u> 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 <u>10</u> 交通会議の庶務は、糸満市企画開発部政策推進課において処理する。	5 交通会議の会議は、委員の過半数 <u>(代理出席の者を含む。)</u> が出席しなければ開くことができない。 6 交通会議の議事は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員 <u>(代理出席の者を含む。)</u> の3分の2以上の同意により決する。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>7</u> 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 <u>8</u> 交通会議の庶務は、糸満市企画開発部政策推進課において処理する。	
附 則 この告示は、平成29年8月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この告示は、平成 31 年 4 月 日から施行する。</u>	附 則 この告示は、平成29年8月1日から施行する。 <u>(新設)</u>	